

新型コロナウイルス感染症への対応について（総合企画部）

1 旅券発給関連

海外へ渡航するためにパスポートセンターに来所する県民に対し、パスポートセンターのホームページ（トップページ）に注意喚起のメッセージを掲載、センター内に注意喚起の張り紙を掲出、帰国者・接触者相談センターの連絡先案内板を設置する他、窓口で旅券を交付する際に、外務省による海外安全情報メール配信システム（たびレジ）への登録を呼びかけるチラシを配布。

2 滋賀県立県民交流センターにおける貸館業務の状況

令和2年2月29日から3月16日までの貸館について、指定管理者を通じて、主催者に催しの中止・延期の検討を要請。

〈当該期間における貸館の予約状況等〉（令和2年3月6日午前9時現在）

予約件数	87件(内訳：ピアザホール5件、大会議室8件、中小会議室等74件)
うち中止	42件(内訳：ピアザホール5件、大会議室7件、中小会議室等30件)
うち延期	3件(内訳：大会議室1件、中小会議室等2件)

3 消費生活相談状況（令和2年3月6日午前9時現在）

(1) 県消費生活センターの相談状況

・マスク、ティッシュ、トイレットペーパーの品薄について	9件
・海外旅行、航空券等の解約について	11件
・着物レンタルの解約について	1件

(2) 市町の相談状況

・海外旅行の解約について	7件
・国内団体旅行の解約について	1件
・イベント等の解約について	3件
・マスク、消毒液、ティッシュ、トイレットペーパーの品薄について	11件
・ウイルス除去製品の消毒効果について	1件
・着物レンタルの解約について	1件

(3) 県の対応

- ・県のホームページに消費者庁作成の啓発資料「マスクについてのお願い」（参考資料1）を掲載するとともに、食料品や生活必需品について、冷静な購買行動を呼びかけ。
- ・しらがメールにより、旅行予約時にキャンセル条件などの予約内容を確認することの重要性や、海外の旅行サイト利用時のトラブル、便乗した悪質商法などについて注意喚起。

4 外国人県民の支援状況

- ・ 県民の皆様へのメッセージ（令和2年2月4日）「新型コロナウイルス感染症について」および首相官邸のホームページの情報の中国語版、ポルトガル語版、ベトナム語版および英語版を滋賀県国際協会のホームページに掲載。市町にも提供。
- ・ 在住外国人からの外国語での相談については、しが外国人相談センターの連絡先を相談先として滋賀県のホームページに掲載。市町に対してこの旨周知を依頼。
（相談受付件数）（令和2年3月6日午前9時現在） 7件
- ・ 県内で初めて感染者が確認されたことを受けた県民の皆様への知事メッセージ（令和2年3月5日）について、やさしい日本語版、ポルトガル語版および英語版を作成済。中国語版およびベトナム語版を作成中。作成済分については、滋賀県国際協会のホームページに掲載。

5 国への提言等

全国知事会や関西広域連合の場を通じて、国への提言の取りまとめ、物資の融通など連携体制の構築、情報交換等を実施。

（1）全国知事会の対応

- 1月30日 「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置
- 2月5日 「新型コロナウイルスによる感染症対策に関する緊急提言」に係る要請活動を実施
- 2月21日 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」に係る要請活動を実施
- 2月25日 全都道府県知事を本部の構成員とする「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置
- 3月5日 「新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言」他に
～6日 係る要請活動を実施
（参考資料2）

（2）関西広域連合の対応

- 1月28日 新型コロナウイルス対策準備室を設置
- 3月1日 関西広域連合議会委員会において関西広域連合の対応等を協議
→ PCR検査の実施や感染症対策物品の融通等、必要に応じて構成府
県市で協力していくことを確認

6 湖南省関連

(1) 湖南省の情勢

- ・社会経済活動の正常化に向けて、3月2日から16日に各種学校の再開、18日に企業の操業が正常化すると湖南省人民政府が発表。
- ・湖南省の新型コロナウイルス感染症の感染者の累計は1,018人。現在治療中68人（令和2年3月6日午前9時現在）
- ・2月中旬以降新規感染者数は減少へ。2月29日から新規感染者の発生は無し。

(2) 滋賀県との関わり

- ・医療物資が不足しているとの情報を受け、日本国内での需給状況に問題がないことを確認できた医療用手袋5,000セットを、2月21日に現地に送付済。
- ・一時帰国した滋賀県内大学の留学生は、3月2日から現地大学のオンライン授業を受講。再渡航については未定。
- ・滋賀県からの進出企業の駐在員については、2月下旬から3月上旬にかけて再渡航済。
- ・滋賀県誘客経済促進センターに派遣している職員は1月末に一旦一時帰国し、進出企業や留学生に対する情報提供など、必要な支援を行っている。再渡航については、状況を見て判断。

マスクについて のお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、
感染症の拡大の効果的な予防には、

風邪や感染症の疑いがある人たちに 使ってもらうことが何より重要です。

#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

マスクは買い占め なくても大丈夫

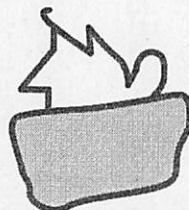
風邪や感染症の疑いのある人に
マスクを届けるために、
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

使い捨てマスクが ないときは 代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど
口を塞げるものでも
飛沫(くしゃみなどの
飛び散り)を防ぐ
効果があります。



3

こまめな手洗い などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、
口や鼻に触れる前に、
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して

毎週**1億枚**以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言

世界で猛威をふるう新型コロナウイルスを封じ込めるため、全国知事会としても緊急対策本部を立ち上げ、国や関係団体と連携しつつ、感染拡大防止のため刻々と推移する状況に即応しながらあらゆる対策を実施しているところであるが、各地でクラスターが発生するなど感染拡大は依然として続き、全国一斉休校措置の社会的影響緩和も急務である。更なる感染拡大防止や国民の安全・安心を図るため、医療体制等について、政府に対し次のとおり緊急に要請する。

1 「医療版TEC-Force」の創設と派遣

各地でクラスターが発生し、これが感染拡大の大きな要因となっている。国においても国立感染症研究所等の研究者を班員としたクラスター対策班を設置し各地域の疫学調査等の技術的支援を行うこととしているとともに、各地域においても対策に努力しているが、人員・資機材等に限界があるところである。クラスター対策をさらに実効性あるものとするため、国において、感染症対策のための専門組織として「医療版TEC-Force」を早急に立ち上げ、地方自治体等と緊密に連携し、感染拡大がとまらない地域に幅広い職種と人員を派遣し現場を強力に支援すること。また今後の様々な感染症発生に備え「医療版TEC-Force」を常設組織とするよう検討すること。

2 必要な医療資機材をはじめとする物資の確保

N95マスクの調達に苦慮した神奈川県に対し全国知事会として12000枚の支援を行ったところであるが、引き続き医療資機材をはじめとする各種物資のひっ迫が予想されるところであり次の点について必要な対策を講じられたい。

(1) 国によるマスクをはじめとする物品の供給

感染拡大防止、感染者の治療を行うために、とりわけ医療現場や新型コロナ対策等にあたる職員の防護体制を保障することが第一であり、国民生活安定緊急措置法に基づく措置も含め、サージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療用資機材について、国が責任をもって不足分を調達し現場まで供給すること。また、学校の臨時休業に対応する放課後児童クラブ、保育園、幼稚園等の子育て支援施設や児童福祉施設、重症化が懸念される利用者が多い高齢者施設、障がい者施設などの社会福祉施設に対して、マスクや消毒液等の感染予防対策必要物資を、国が地方自治体と協力し責任をもって調達、供給すること。

(2) 民生用物資の安定供給

感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液等が市中からなくなり住民の間に不安が高まっているため、安定供給体制、物資の高額転売防止を含む適切な流通体制を早期に確立すること。また、トイレトペーパーなどの生活用品が不確実な情報により安定供給に支障をきたしている状況にあるので、適切な情報提供を実施し住民の不安を払拭すること。

3 検査体制・治療体制の確立

感染拡大防止の実効性を図るため、医療現場で迅速に検査を行う体制の確立が急務である。神奈川県と理化学研究所により開発されつつあるSmart Amp法も含め、簡易検査キットなど迅速診断方法について早急に確立するとともに、医療現場に普及を図ることが必要である。また、治療薬の早期開発を行うとともに、感染が判明した患者に対する治療法の確立と医療機関での共有を行うべきである。

更に、国が表明されたPCR検査への医療保険適用について、実施できる医療機関が限定されるとのことであるが、今求められているのは必要のある住民が円滑に検査を受けられる体制の早期確立であり、医療現場の安全確保を十分に図った上で幅広く医療機関の医師の判断で検査し、その結果について保健所に報告する仕組みを設けるなど、保険適用のメリットを活かして検査体制が飛躍的に充実する体制を構築されたい。

また、医療体制の構築のため、簡易陰圧装置等整備に対する国庫補助事業の繰り越しを認めるなど、柔軟な運用を求める。

令和2年3月5日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国知事会社会保障常任委員会委員長 平井 伸治

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する 教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言

この度、政府の要請を請け、各自治体において、学校の臨時休業等の措置を行っているところである。今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であるという共通認識のもと、子どもたちの命と健康を守るため、国と地方が一致協力して、感染拡大の防止に全力で取り組んでいる。

一方で、突然の臨時休業により、様々な混乱や課題が生じていることから、今後、新型コロナウイルス感染症に係る対策を進めるにあたっては、各自治体への十分な協議と、教育現場や子どもを持つ家庭などに対する丁寧な説明を行うこと。また、それに伴って生じる課題については国として万全の対応を行うとともに、以下のとおり対策を講じるよう提言する。

1 地方への配慮について

- (1) 今後、学校現場等において同様の混乱が生じないよう、感染状況等に応じた学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等を提示すること。
- (2) 国として一定程度統一的な対応方針を示す必要性は認めるものの各自治体への要請にあたっては、各地域における感染状況や地域の実情を踏まえ、それぞれの地域に応じた弾力的な対応ができるよう配慮すること。

2 子どもたちへの支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生や年度末の臨時休業など、これまで経験したことのない事態が生じているため、子どもたちの心のケアや家庭を支援するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置等に必要な財政措置を行うこと。

- (2) 臨時休業期間中の子ども一人一人に応じた家庭学習を支援するため、国においてeラーニング用教材を充実するとともに、無償の学習教材の提供を関係団体等に要請すること。

3 放課後児童クラブ、放課後子供教室、放課後等デイサービス等への措置について

- (1) 放課後児童クラブでは、通常、傷害保険料は保護者負担であるが、今回、新たにクラブを利用する保護者にとっては、当該費用は臨時休業がなければ負担する必要がなかったものである。傷害保険料を含め、保護者には一切の負担が生じないよう国として措置すること。
- (2) 放課後児童クラブ運営費は、クラブごとに開設時間や職員の報酬などにより様々であり、国が示す一律の単価では地方負担が生じる可能性があるため、臨時休業により増加した運営費について、各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。
- (3) 放課後子供教室については、市町村が行う新たな教室の開設や開設時間の延長に対し、各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。
- (4) 放課後等デイサービスについては、障がい児の居場所を確保するため、事業所が長時間対応するよう国から要請されているところであるが、保護者や各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。

4 衛生環境への配慮等について

- (1) 学校などの教育機関（学校給食施設を含む）、社会教育施設、放課後児童クラブ、保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、マスクやアルコール消毒薬などを国の責任において必要数を確保し、安定的かつ優先的に提供すること。
- (2) 多くの子どもたちが参加する全国的なスポーツ大会等について関係者や参加選手などの混乱を避けるため、国において、関係団体等に、早期に対応方針を示すよう要請すること。

5 保護者・関係事業者等の負担の軽減について

- (1) 学校給食の休止に伴う自治体や学校給食関連事業者等、学校の臨時休業により影響を受けるスクールバス・タクシー業者などの学校取引事業者に生ずる損失に対する十分な補償を行うこと。
- (2) 海外研修や学校行事の中止や延期に伴う保護者等のキャンセル料に対して、国において補填措置を講じること。

令和2年3月5日

全国知事会会長

全国知事会社会保障常任委員会委員長

全国知事会文教環境常任委員会委員長

全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトリーダー

飯泉 嘉門

平井 伸治

阿部 守一

三日月大造

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する 地域経済対策の実施に向けた緊急提言

国及び都道府県等の地方自治体においては、国内・地域における感染拡大抑制のため、各種の措置を講じているところであるが、国内感染者の死亡、医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を呈してきており、住民の不安がますます増大している。

このような中、安倍総理大臣が、これまでの対策に加え、学校の一斉臨時休業、スポーツや文化をはじめとしたイベント等の中止・延期など、更に一步踏み込んだ対策を表明されたことは、感染症の国民的な蔓延を断固として防ごうとする、先手の対応として理解できるものであり、地方としても国と連携・協力して取組む決意である。

一方、これらの対策により、休業・休職を余儀なくされる保護者の収入減、従業員等の休業等に伴う工場の操業停止、給食提供業者やイベント関連企業等の売り上げ減少など、特定の市民や事業者等に大きな負担やしわ寄せも生じている。

また、感染症の拡大により、観光関連産業ではキャンセルが相次ぐとともに、交通機関の利用者が大きく減少している。さらに、部品の納品等の遅れにより、生産や工事が遅れるなど、中小企業・小規模企業者、農林漁業者をはじめとして地域経済への影響も深刻化している。

ついでには、特に、大きな影響を受ける、特定の子育て世帯や中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの補償や支援を重点的に行うとともに、地域経済への影響を最小限に抑えるため、次の項目を踏まえた、緊急対応策を講じることを強く求める。

1. 学校の一斉臨時休業に伴う影響への対策について

子供を持つ保護者の休職に伴い生じる所得の減少について、速やかに助成制度を創設すると表明されたことは、大変高く評価する。なお、制度の創設やその運用にあたっては、地域や子供・家庭の実情に応じた、実効性ある制度とするともに、自営業・フリーランスの収入減に対しても対応すること。

一方で、学校の一斉臨時休業等を受け、関係事業者、とりわけ中小企業・小規模企業者、農林漁業者については、パート従業員など人材の確保が一層困難となり、長期に休業を余儀なくされる事態や、学校給食の納品休止により減収が生じる事態も発生していることから、資金繰りを支援するなど事業所に対する手厚い措置を実施すること。

さらに、一斉臨時休業により、今後どのような影響が生じるのか十分に把握しきれないことから、引き続き、状況を注視し、必要に応じて追加支援策を行うこと。

2. イベントの中止・延期等に伴う影響への対策について

文化・スポーツなどのイベントの中止・延期やスポーツジムなど人が多く集まる場所への出入り自粛要請に伴い、主催企業や関係事業者等への影響も生じており、特に、自営業やフリーランス、中小企業・小規模企業者、農林漁業者などの損失、収入減は死活問題であり、速やかに融資制度の弾力的な運用などの支援を実施すること。

また、全国に及ぶイベント等の自粛要請の長期化は、社会全体に深刻な影響が出るとみられることから、引き続き、状況を注視し、必要に応じて追加支援策を行うこと。

3. 地域経済への影響を踏まえた対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光関連産業や飲食業・サービス業等では観光客の減やキャンセルが相次ぐことによる大幅な減収、あるいは倒産する企業が発生している。また、交通関連事業では利用者が大幅に減少しているほか、製造業や建設業では部品や建築資材の調達が困難となり、生産活動や工事進捗などに影響が生じている。こうした地域経済への影響を最小限に留めるため、復興交付金に類する自由度が高く地方負担を軽減する柔軟な交付金制度の創設、中小企業・小規模企業者、農林漁業者への支援策や雇用対策の実施、また弾力的な運用に努めること。また、感染が一定程度終息した段階において、広範かつ大胆な観光振興対策を含む大規模な経済対策を実施すること。

加えて、学校の一斉臨時休業やイベントの自粛要請等による影響を踏まえて、リーマン・ショック並みの深刻な状況に陥っていることから、大幅な減収を強いられる事業者に対する緊急助成金の給付を検討するとともに、収入の減少が見込まれる労働者の生活費等を支援するため、例えば、労働金庫等を介した無利子の融資制度を創設すること。

特に、東日本大震災や相次ぐ台風災害などから復興途上にある地域においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的な影響が最小限に留まるよう、特段の配慮を行うこと。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援についても更なる対応を実施すること。

4. 大胆な新型コロナウイルス感染症対策の実施について

現在、政府は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に「新型コロナウイルス感染症」を追加する方向で検討を進めているが、措置の内容と期間及びそれに伴う負担を十分比較考量し、日本経済及び国民生活に及ぼす負担の総量を最小限に抑える観点から、場合によっては全国一律に大胆な措置をとることを含め、必要な対策を検討していただきたい。

令和2年3月5日

全国知事会会長

飯 泉 嘉 門

全国知事会農林商工常任委員会委員長

湯 崎 英 彦

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言

国及び地方自治体においては、十分な連携の下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けて各種対策を講じていますが、一部の地域において、小規模患者クラスター（集団）が発生するなど、国民の不安はより一層増大しています。

現在、政府においては、国民生活や経済・社会に重大な影響を与えるリスクに対し、総合的な対策を講じることができるよう、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正に向けた手続きを進められています。

同法の改正に伴い、今回の新型コロナウイルス感染症において、緊急事態宣言が発動された場合、学校や興行場の使用の制限、催物の開催の停止のほか、臨時の医療施設の開設のために所有者等の同意なく土地、家屋又は物資の使用が可能となるなど、国民生活や事業者活動への影響は非常に大きいものがあります。

つきましては、以下の点について、政府において適切に対応されるよう申し入れます。

記

- 1 法律の必要性やその内容について、国民に対し丁寧に説明すること。
- 2 感染拡大がどのような状況となった場合に、国において緊急事態宣言が発動されるのか、その判断基準及び区域設定の考え方について、あらかじめ明確に示すこと。
- 3 法の適用に伴い実施される「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、既実施の対応も含め各種施策の再構築を早急に行うこと。
- 4 国民生活への影響が非常に大きい私権の制限という、非常に重い責任を負う都道府県知事が、法律の定めによる措置を適切に講じることができるよう、国として配慮すること。

令和2年3月6日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国知事会総務常任委員会委員長 西脇 隆俊

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 本部員会議等の関係

1月29日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部を	設置
1月29日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部員会議
2月4日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部	第2回本部員会議
2月25日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部	第3回本部員会議
2月28日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部	第4回本部員会議
3月5日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部	第5回本部員会議

2 新型コロナウイルス感染者の状況 (3月9日10時時点)

- ・ 1人 (大津市在住・60歳代・男性)

3 検査の状況など (3月9日10時時点)

PCR検査の結果：検査対象者数67人、陽性1人、陰性66人

検査体制：1回15検体の検査を2回することで1日最大30件の検査が可能。

(3月中旬からはPCR検査機器を1台追加するため1日最大60件の検査が可能)

※ PCR検査 … 検査の対象となる遺伝子を増幅させて検出する検査

4 帰国者・接触者相談センターの状況

相談件数：8センター合計 2,095件 (2月4日～3月5日)

<相談の目安となる症状>

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
※ 高齢者や基礎疾患のある方は、2日程度続く場合。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

<設置場所・時間>

- ・ 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課 (平日、土日祝日、24時間)
- ・ 滋賀県保健所 6か所 (平日、8時30分～17時15分)
- ・ 大津市保健所 (平日、土日祝日、24時間)

5 一般相談の状況

相談件数：1,821件 (2月4日～3月5日)

<設置場所・時間>

- ・ 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課 (平日、土日祝日、8時30分～17時15分)
- ・ 滋賀県保健所 6か所 (平日、8時30分～17時15分)
- ・ 大津市保健所 (平日、8時40分～17時25分)